

三田市高平ふるさと交流センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用時間)</p> <p>第4条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(休所日)</p> <p>第4条の3 センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設定することができる。</u></p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 <u>センター又はその附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更する場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</u></p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>施設その他附属設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</u></p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第4条の2 <u>センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第4条の3 <u>指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>センターの利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務</u></p> <p>(3) <u>センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第4条の4 <u>センターの施設を利用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は特別の理由があると認めた場合は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u></p> <p>(休所日)</p> <p>第4条の5 <u>センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が管理運営上必要と認めるときは、市長の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設定することができる。</u></p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(利用の許可)</u></p> <p>第5条 <u>センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更する場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</u></p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</u></p>

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他市長が不適当と認めるとき。

(使用料)

第7条 第5条の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則に定める特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 使用許可条件に違反したとき。

(4) 省略

2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用の禁止及び制限)

第11条 市長は、センターの管理上支障があると認めるときは、その使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは使用の目的を許可なく変更することができない。

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者が特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用料金)

第7条 第5条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第7条の2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則に定める特別な理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則で定める特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 利用許可条件に違反したとき。

(4) 省略

2 市及び指定管理者は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用の禁止及び制限)

第11条 指定管理者は、センターの管理上支障があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは利用の目的を許可なく変更することができない。

(特別の設備の設置等)

第13条 利用者が特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用者の義務)

第 14 条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 使用者は、施設の使用を終わったとき又は第 10 条第 1 項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 使用者は、その責めに帰すべき理由により施設又は附属設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは直ちに届け出て、速やかにこれを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(物品販売等の禁止)

第 16 条 市長の許可なくして、センター内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

第 17 条 省略

別表(第 7 条関係)

区分			使用料の額(30分につき)	摘要
交流センター	文化交流室		150 円	
	和室		250 円	
	多目的ホール	専用使用	950 円	
		全面 1/2 面	500 円	
	個人使用	80 円	児童生徒 1/2	
農業構造改善センター	調理実習室		200 円	
	研修室兼映写室		400 円	
	会議室		150 円	
グラウンド	専用使用	150 円		
附属設備			市長が別に定める額	

備考

- 1 営利を目的として会議室等を使用する場合は、10 割増しの額とする。
- 2 本市住民以外の住民又は団体が会議室等を使用する場合は、5 割増しの額とする。
- 3 使用料の算定において、10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(利用者の義務)

第 14 条 利用者は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な利用者としての注意を怠ってはならない。

2 利用者は、施設の利用を終わったとき又は第 10 条第 1 項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちにその設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 利用者は、その責めに帰すべき理由により施設又は附属設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは直ちに届け出て、速やかにこれを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(物品販売等の禁止)

第 16 条 指定管理者の許可なくして、センター内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

第 17 条 省略

別表(第 7 条関係)

区分			利用料金の額(30分につき)	摘要
交流センター	文化交流室		150 円	
	和室		250 円	
	多目的ホール	専用利用	950 円	
		全面 1/2 面	500 円	
	個人利用	80 円	児童生徒 1/2	
農業構造改善センター	調理実習室		200 円	
	研修室兼映写室		400 円	
	会議室		150 円	
グラウンド	専用利用	150 円		
附属設備			市長が別に定める額	

備考

- 1 営利を目的として会議室等を利用する場合は、10 割増しの額とする。
- 2 本市住民以外の住民又は団体が会議室等を利用する場合は、5 割増しの額とする。
- 3 利用料金の算定において、10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。